

○電源地域産業育成支援補助金交付要綱

平成 四年 九月 十日
四原(特会)第四百七十四号

改正	平成	五年一〇月二九日	五原(特会)第五四〇号
同	六年八月一日	六原(特会)四五六号	
同	八年三月一日	七原(特会)五九三号	
同	九年四月三〇日	九原(特会)二七二号	
同	一〇年七月十七日	〇原(特会)四二三号	
同	一〇年七月二日	〇原(特会)四八三号	
同	一一年三月二五日	一原(特会)一五二号	
同	一一年六月三〇日	一原(特会)三八〇号	
同	一二年一月二九日	一原(特会)五六九号	
同	一二年一月一日	二原(特会)四三三号	
同	一三年一月六日	二原(特会)一五五号	
同	一四年二月三日	三原(特会)六七二号	
同	一四年三月二四日	三原(特会)九二三号	
同	一六年三月三一日	四原(特会)六六七号	
同	一九年三月三一日	四原(特会)四八四号	
同	二〇年一月二七日	五原(特会)四八四号	
同	二二年三月三一日	五原(特会)四八四号	
同	二三年三月三一日	五原(特会)四八四号	
同	二四年三月三一日	五原(特会)四八四号	
同	二五年三月三一日	五原(特会)四八四号	
同	二七年三月二四日	六原(特会)八七二号	
同	二八年三月一七日	七原(特会)九六九号	
同	二九年三月一五日	八原(特会)八八八号	
同	三〇年三月一五日	九原(特会)一〇三四号	
令和	元年六月二八日	一〇原(特会)一四八号	
令和	二年二月二二日	二〇原(特会)七六〇号	

(通則)

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第五十一条第一項第一四号に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金

等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「原子力発電施設等」とは、令第五十一条第二号に規定する施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するもの（深地層研究施設を除く。）に限る。）

(交付の対象)

第三条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う原子力発電施設等の設置がその区域内において行われている市町村（当該施設の設置が行われている地点が発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。以下「整備法」という。）第三条第一項第一号に該当する場合に限る。）又はこれに隣接する市町村（整備法第四条第七項の規定による同意を得た同条第一項前段に規定する公共施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合であつて同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第十条第三項による同意を得た同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する整備法第四条第一項後段の規定によって作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町

村を含む。)の区域内における次の各号に掲げる産業の育成のため
の事業であつて、次条各号の要件を満たしているものに対し、
その実施に要する費用の一部に充てるため、予算の範囲内にお
いて補助金を交付するものとする。

- 一 研修事業
- 二 専門家派遣事業
- 三 マーケティング事業
- 四 地域活性化イベント支援事業

(交付の要件)

第四条 交付の要件は次のとおりとする。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二
条の十九第一項に規定する政令で指定する市又は整備法第三
条第一項第二号に規定する大都市及びその周辺の地域のうち発
用施設周辺地域整備法施行令(昭和四十九年政令第二百九十
三号。以下「整備法施行令」という。)第四条で定める地域を
その区域とする市町村以外の市町村であつて、同令第五条第二
項に規定する工業集積度が八未満の市町村の区域における産業
の育成を図るものであること。

- 二 その区域内における産業の育成を支援することが特に必要
であると認められること。

(補助金の交付限度額及び交付決定額の下限)

第五条 一の交付対象都道府県に対し交付する補助金の一会計年
度の交付限度額は、一億円とし、補助金の下限は百万円とする。

(交付の申請)

第六条 補助金の交付の申請をしようとする都道府県(以下「申
請者」という。)は、毎年四月一日から四月三十日まで又は十月
十六日から十月三十一日までの間に様式第一による申請書を大
臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たつて、当
該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補
助金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当
額のうち、消費税法(昭和六十三年法律第八号)の規定によ
り仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該
金額に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に
よる地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗
じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなけれ
ばならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費
税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限
りでない。

(交付の決定)

第七条 大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、そ
の内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに
その決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決
定通知書により申請者に通知するものとする。この場合におい
て、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の
申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

2 第一項の補助金の交付決定の内容には、第三条第一項に掲げる事業につき、次に掲げる費目ごとの配分を含むものとする。

一 事業費

二 広告費

三 研修施設費

四 会場費

五 一般事務費

六 管理費

3 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る第一項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、三十日とする。

4 大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たっては、前条第二項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 大臣は、前条第二項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第八条 前条第一項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)であって、当該通知書に係る補助金の交付の決

定内容及びこれに付された条件に不服があるものは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、前条第一項の規定による通知のあった日から起算して十五日以内に、様式第二による届出書を大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第九条 大臣は補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 第七条第二項の経費の配分の変更(同項各号の費目に係る配分額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配分額を流用する場合を除く。)をしようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

二 第七条第一項の規定による通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)の実施に関し契約をする場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条によるべきこと。

三 補助事業の内容の変更をしようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

四 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

五 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告してその指示をうけるべきこと。

六 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交

付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。

(状況報告)

第十条 補助事業者は、大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第三による補助事業実施状況報告書を大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

第十一条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは第九条第四号の規定による補助事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあっては翌年度の四月二十日)までに、様式第四による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、概算払いにより、交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出した場合にあっては、実績報告書の提出期限は、当該補助事業の完了の日又は廃止の日から六十日を経過する日までとする。

2 補助事業者は、前項の実績の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなる場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第一項の実績報告書のほかに、補助事業が完

了した日又は第九条第四号の規定による補助事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該補助事業の成果の評価を記載した様式第五による評価報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 補助事業者は、前項の規定により大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5 大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(補助金の額の確定)

第十二条 大臣は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から二十日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利十・九五%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、補助事業者が地方

公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う補助金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期間までに当該補助金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第十三条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第六により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第三項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消等)

第十四条 大臣は、第九条第一項第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 補助事業者が第九条の規定により付された条件に違反した場合

二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が第十条、第十一条及び次条の規定に違反した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合

(財産処分の制限)

第十五条 補助事業者は、補助事業により取得した備品その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のものは除く。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第七による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、取得財産について台帳を備え、管理するとともに補助事業完了後様式第八による取得財産明細表を実績報告書に添付して提出するものとする。

(補助金の支払)

第十六条 補助金は、第十二条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後には支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようと

するときは、様式第九による補助金支払請求書を官署支出官文部科学省研究開発局開発企画課長に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第十七条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておくなければならない。

(補助金調書)

第十八条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第十による補助金調書を作成しておくなければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成四年九月十日から適用する。
- 2 平成四年度予算に係る補助金については、第六条中「毎年四月十六日から四月三十日まで」とあるのは、「平成四年十月一日から平成四年十月十五日まで」とする。

附 則

(平成五年一〇月二九日五原(特会)第五四〇号)

- 1 この要綱は平成五年十月二十九日から適用する。
- 2 平成五年度予算に係る補助金については、第六条中「毎年九

月十六日から九月三十日まで」とあるのは、「平成五年十月二十九日から平成五年十一月三十日まで」とする。

附 則

(平成六年八月一六日六原(特会)第四五六号)

- 1 この要綱は平成六年八月十六日から適用する。
- 2 平成六年度予算に係る補助金については、第六条中「毎年四月十六日から四月三十日まで」とあるのは、「平成六年四月十六日から平成六年八月三十一日まで」とする。

附 則

(平成八年三月一日七原(特会)第五九三号)

この要綱は平成八年三月一日から適用する。

附 則

(平成九年四月三〇日九原(特会)第二七二号)

この要綱は平成九年四月三十日から適用する。

附 則

(平成一〇年七月一七日一〇原(特会)第四二三号)

- 1 この要綱は平成十年七月十七日から適用する。
- 2 平成十年年度予算に係る補助金については、第六条中「毎年四月十六日から四月三十日まで」とあるのは、「平成十年四月十六日から平成十年七月三十一日まで」とする。

附 則

(平成一〇年一〇月二日一〇原(特会)第四八三号)

この要綱は平成十年十月二日から適用する。

附 則

(平成一二年三月二五日一一原(特会)第一五二号)

平成十年度予算に係る第三条第二項第七号の交付の申請については、第六条第一項中「までの間」の次に「及び平成十一年三月二十六日」を加える。

附 則 (平成十一年六月三〇日一一原(特会)第三八〇号)

1 この要綱は、平成十一年六月三十日から施行し、この要綱による改正後の電源地域産業育成支援補助金交付要綱の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

2 平成十一年度予算に係る補助金については、第六条第一項中「毎年四月十六日から四月三十日まで又は十月十六日から十月三十一日」とあるのを「平成十一年四月十六日から平成十一年七月五日まで又は平成十一年十月十六日から平成十一年十月三十一日まで」とする。

附 則 (平成十一年一月二九日一一原(特会)第五六九号)

平成十一年度予算に係る第三条第二項第七号の交付の申請については、第六条第一項中「までの間」の次に「及び平成十一年十二月三日」を加える。

附 則 (平成十二年一月一日一二原(特会)第四三三号)

この要綱は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月六日一二文科開第一五号)

この要綱は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平一四年一月三日一四文科開六七二号)

この要綱は、平成十四年十二月三日から施行し、この要綱による改正後の電源地域産業育成支援補助金交付要綱の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則 (平一六年三月二四日一五文科開九二三号)

1 この要綱は、平成十六年三月二十四日から施行し、この要綱による改正後の電源地域産業育成支援補助金交付要綱の規定は、平成十五年十月一日から適用する。

2 この要綱の施行前に第七条第一項の規定による通知を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則 (平一九年三月三十一日一八文科開六六七号)

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平二〇年一月二七日二〇文科開四八四号)

この要綱は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 (平二三年三月三十一日二二文科開八四八号)

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行し、この要綱による改正後の電源地域産業育成支援補助金交付要綱の規定は、平成二十三年年度予算から適用する。

附 則 (平二四年九月一〇日二四文科開四〇五号)

この要綱は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行し、この要綱による改正後の電源地域産業育

成支援補助金交付要綱の規定は、平成二十四年度予算から適用する。

附 則 (平二五年三月一八日二四文科開八七八号)

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平二七年三月二四日二六文科開八一二号)

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一七日二七文科開第九六九号)

この要綱は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一五日二八文科開第八九八号)

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月一五日二八文科開第一〇三四号)

この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日元文科開第一四八号)

この要綱は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二二日二文科開第七六〇号)

1 この要綱は、令和二年十二月二十二日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による修正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1

電源地域産業育成支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県の名称及びその長の氏名

電源地域産業育成支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称及び内容（内容は別紙 1 のとおり）
2. 補助事業に要する経費（明細は別紙 2 のとおり）
3. 補助金を受けようとする額
4. 補助事業の着手及び完了予定日

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

(2) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金

(別紙 1)

1. 研修事業

研修分野	研修テーマ	研修期間	開催回数	研修生数	事業費	備考
①地域振興総論			回	人	円	
②農林水産業振興						
③鉱工業振興						
④商業振興						
⑤観光振興						
⑥その他						
合計						

(注) (1) 事業費には、補助対象以外の経費がある場合これを含めること。事業費の合計は、別紙2の補助事業に要する経費のなかの事業費の合計と一致すること。(以下、各事業について同じ。)

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

2. 専門家派遣事業

派遣先名称 住所	市町村名 (施設との関係)	派遣目的	派遣形態等	事業費	備考
				円	
合計	市町村				

3. マーケティング事業

事業名称	事業内容	場所	期日	事業費	備考
				円	

4. 地域活性化イベント支援事業

事業名称	事業内容	場所	期日	事業費	備考
				円	

(別紙2)

補助事業に要する経費内訳書

1. 経費の配分内訳

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	負 担 区 分	
			国庫補助金	自己資金
(1) 研修事業				
事業費 研修施設費 一般事務費 管理費				
(2) 専門家派遣事業				
事業費 一般事務費 管理費				
(3) マーケティング事業				
事業費 広告費 会場費 一般事務費 管理費				
(4) 地域活性化イベント支援 事業				
事業費 広告費 会場費 一般事務費 管理費				
合 計				
事業費 広告費 研修施設費 会場費 一般事務費 管理費				

(注) (1) 補助事業に要する経費には、補助対象以外の経費がある場合これを含めること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

2. 支出内訳

(1) 研修事業

項 目	内 訳	補助対象経費	算 出 根 拠
事 業 費			
研修施設費			
一般事務費			
管 理 費			
計			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。(以下各事業について同じ。)

(2) 専門家派遣事業

項 目	内 訳	補助対象経費	算 出 根 拠
事 業 費			
派遣経費			
指導経費			
一般事務費			
管 理 費			
計			

(3) マーケティング事業

項 目	内 訳	補助対象経費	算 出 根 拠
事 業 費			
企画調査費			
事業計画費			
参 加 費			
運 営 費			
広 告 費			
会 場 費			
一般事務費			
管 理 費			
計			

(4) 地域活性化イベント支援事業

項 目	内 訳	補助対象経費	算 出 根 拠
事 業 費			
企画調査費			
事業計画費			
参 加 費			
運 営 費			
広 告 費			
会 場 費			
一般事務費			
管 理 費			
計			

様式第 2

電源地域産業育成支援補助金交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源地域産業育成支援補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので、電源地域産業育成支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第 3

電源地域産業育成支援補助事業実施状況報告書

令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた電源地域産業育成支援補助金に関し、電源地域産業育成支援補助金交付要綱第 10 条の規定により令和 年度上期の実施状況を下記のとおり報告します。

記

事業区分	費 目	本年度計画額①	今期の実施額②	進行率	備 考
				$\frac{\text{②}}{\text{①}} \%$	

(注) (1) 備考の欄には、上期に実施した事業内容を記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第 4

電源地域産業育成支援補助事業実績報告書

令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた令和 年度電源地域産業育成支援補助事業 {は、令和 年 月 日をもって完了(廃止)しましたので } の令和 年度における実績について } 電源地域産業育成支援補助金交付要綱第 1 1 第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実施状況

- (1) 補助事業の名称及びその内容
- (2) 補助事業の着手及び完了年月日
- (3) 補助事業収支状況

イ. 支出実績額 円 (予算額 円)

ロ. 補助金充当額 円 (交付決定額 円)

(4) 添付資料

調査の一部を外部機関に委託した場合は、契約書の写し

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

(2) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金

2. 費用の使用実績

イ. 総括表

区 分	予 算 額			実 績 額		
	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 の 額	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 の 額
(1) 研修事業						
(2) 専門家派遣事業						
(3) マーケティング事業						
(4) 地域活性化イベント 支援事業						
合 計						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

ロ. 経費の配分内訳

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	負担区分	
			国庫補助金	自己資金
(1) 研修事業				
事業費 研修施設費 一般事務費 管理費				
(2) 専門家派遣事業				
事業費 一般事務費 管理費				
(3) マーケティング事業				
事業費 広告費 会場費 一般事務費 管理費				
(4) 地域活性化イベント支援 事業				
事業費 広告費 会場費 一般事務費 管理費				
合 計				
事業費 広告費 研修施設費 会場費 一般事務費 管理費				

(注) (1) 補助事業に要する経費には、補助対象以外の経費がある場合これを含めること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

ハ. 支出内訳

(1) 研修事業

項 目	内 容	補助対象経費	算 出 根 拠
事 業 費			
研修施設費			
一般事務費			
管 理 費			
計			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。(以下各事業について同じ。)

(2) 専門家派遣事業

項 目	内 訳	補助対象経費	算 出 根 拠
事 業 費			
派遣経費			
指導経費			
一般事務費			
管 理 費			
計			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(3) マーケティング事業

項 目	内 訳	補助対象経費	算 出 根 拠
事 業 費			
企画調査費			
事業計画費			
参 加 費			
運 営 費			
広 告 費			
会 場 費			
一 般 事 務 費			
管 理 費			
計			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(4) 地域活性化イベント支援事業

項 目	内 訳	補助対象経費	算 出 根 拠
事 業 費			
企画調査費			
事業計画費			
参 加 費			
運 営 費			
広 告 費			
会 場 費			
一 般 事 務 費			
管 理 費			
計			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第 5

電源地域産業育成支援補助事業評価報告書

令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源地域産業育成支援補助事業の成果の評価について、電源地域産業育成支援補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置左とじとすること。

別紙

1. 補助事業名
2. 補助事業の事業主体
3. 補助事業の実施場所
4. 補助事業の概要
5. 補助事業に要した経費及び補助金充当額
6. 補助事業の成果及び評価

(注) (1) 補助事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(注) (2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置左とじとすること。

様式第 6

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県の名称及びその長の氏名

電源地域産業育成支援補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 12 条のよる額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3-2） | 円 |

(注) (1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、横位置左とじとすること。

様式第7

電源地域産業育成支援補助事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた電源地域産業育成支援補助事業に関する財産処分の承認を受けたいので、電源地域産業育成支援補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

事業区分	財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2. 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

(注) (1) 「処分の方法」の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又担保の提供の別を記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第 8

電源地域産業育成支援補助事業取得財産明細書
(令和 年度)

令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県の名称及びその長の氏名

財 産 名 (規 格)	資 産 区 分	数 量	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	取 得 価 格	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第9

電源地域産業育成支援補助金支払請求書

令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた電源地域産業育成支援補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、電源地域産業育成支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 金 円也

2. 請求額の内訳

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(精算払の場合)

電源地域産業育成支援補助金精算払請求額内訳表

区 分	交付決定額	確定額 ①	概算金 受領額 ②	差引請求額 ①-②
(1) 研修事業				
事業費				
研修施設費				
一般事務費				
管理費				
(2) 専門家派遣事業				
事業費				
一般事務費				
管理費				
(3) マーケティング事業				
事業費				
広告費				
会場費				
一般事務費				
管理費				
(4) 地域活性化イベント支援事業				
事業費				
広告費				
会場費				
一般事務費				
管理費				
合計				
事業費				
広告費				
研修施設費				
会場費				
一般事務費				
管理費				

(参考) 銀行名

口座種類及び番号

(注) (1) 補助事業に要する経費には、補助対象以外の経費がある場合これを含めること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(概算払の場合)

電源地域産業育成支援補助金概算払請求額内訳表

区分	交付決定額		前回までの		今回までの			支出済 補助金 額④	請求額 ①+②+ ③-④
	補助 対象 経費	補助金 の額	支出 費用	所要 補助金 ①	支出 費用	所要 補助金 (実績) ②	所要 補助金 (見込み) ③		
(1) 研修事業									
事業費									
研修施設費									
一般事務費									
管理費									
(2) 専門家派遣事業									
事業費									
一般事務費									
管理費									
(3) マーケティング 事業									
事業費									
広告費									
会場費									
一般事務費									
管理費									
(4) 地域活性化イベ ント支援事業									
事業費									
広告費									
会場費									
一般事務費									
管理費									
合 計									
事業費									
広告費									
研修施設費									
会場費									
一般事務費									
管理費									

(参考) 銀行名

口座種類及び番号

(注) (1) 補助事業に要する経費には、補助対象以外の経費がある場合これを含めること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第 10

令和 年度電源地域産業育成支援補助金調書

国		補 助 事 業 者										備 考	
歳出 予算 科目	交付 決定額	歳 入			歳 出								
		科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 補助金 相当額	支出 済額	うち 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち 補助金 相当額		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。